

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

報告事項件名	頁
1 子育てサロンすこやかプラザあだち・子育てサロン竹の塚の開室時間延長について	2
2 梅田地域学習センターでの不適切な行為の再発防止に向けた対応について	4
3 地域学習センター利用枠等の変更にかかる検討状況について	9
4 スポーツ体験デー（する）とスポーツ観戦デー（みる）の見直しについて	16
5 高野スポーツパークの開設準備状況について	20
6 地域体育館でのフットサル利用の検討結果について	22
7 令和7年度第3回足立区立図書館協議会の開催結果について	23
8 梅田八丁目複合施設の整備工事費の金額及び区民向けワークショップの実施結果について	27
9 足立区における高齢者の孤立死の現状について	29

(地域のちから推進部)

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	子育てサロンすこやかプラザあだち・子育てサロン竹の塚の開室時間延長について												
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課												
	<p>令和7年7月に改定した「第2期子育てサロン整備計画」では、開室時間の延長について、職員配置やセキュリティ等の施設状況に応じて、可能な施設から検討を行う方針としている。</p> <p>次の2施設について、利用者ニーズの状況を踏まえ、ホームページや室内掲示等に「令和8年度当初予算の議決をいただいた場合に実施」と明記したうえで、開室時間延長の事前周知をすることとしたので報告する。</p>												
内容	<p>1 対象施設および選定理由</p> <p>(1) 子育てサロンすこやかプラザあだち 「すこやかプラザ あだち」への移転に伴い、施設類型を拠点型^{*1}から商業施設等内の子育てサロン^{*2}に変更し、舎人や新田地域など広範囲からの利用が増えているため。</p> <p>(2) 子育てサロン竹の塚 「令和6年度子育てサロン利用者アンケート」の結果では、現在の開室時間から前後1時間程度の開室時間の延長を希望する声が64.5%と一番多かったため(子育てサロン全室平均: 34.1%)。</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">※1 拠点型 (10か所)</td><td>特徴</td><td>相談体制を充実させた寄り添い型の子育てサロン</td></tr><tr><td>場所</td><td>綾瀬、おおやた、北鹿浜、新田、関原、千住、竹の塚、ハートアイランド新田、東保木間、六月</td></tr><tr><td rowspan="2">※2 商業施設等内 (4か所)</td><td>特徴</td><td>区内全域を対象として、立ち寄りやすさを重視し、面積が100m²以上かつ駐車場のある子育てサロン</td></tr><tr><td>場所</td><td>千住大橋、北綾瀬、西新井、すこやかプラザあだち</td></tr></table> <p>2 開始時期 令和8年4月1日から</p>			※1 拠点型 (10か所)	特徴	相談体制を充実させた寄り添い型の子育てサロン	場所	綾瀬、おおやた、北鹿浜、新田、関原、千住、竹の塚、ハートアイランド新田、東保木間、六月	※2 商業施設等内 (4か所)	特徴	区内全域を対象として、立ち寄りやすさを重視し、面積が100m ² 以上かつ駐車場のある子育てサロン	場所	千住大橋、北綾瀬、西新井、すこやかプラザあだち
※1 拠点型 (10か所)	特徴	相談体制を充実させた寄り添い型の子育てサロン											
	場所	綾瀬、おおやた、北鹿浜、新田、関原、千住、竹の塚、ハートアイランド新田、東保木間、六月											
※2 商業施設等内 (4か所)	特徴	区内全域を対象として、立ち寄りやすさを重視し、面積が100m ² 以上かつ駐車場のある子育てサロン											
	場所	千住大橋、北綾瀬、西新井、すこやかプラザあだち											

3 開室時間

施設名	現在	変更後
【商業施設等内】 子育てサロン すこやかプラザあだち	月曜から日曜日 午前 10時から 午後 4時まで	月曜から日曜日 午前 9時から 午後 5時まで
【拠点型】 子育てサロン竹の塚	月曜から金曜日 午前 10時から 午後 4時まで	月曜から金曜日 午前 9時から 午後 5時まで*

* 子育てサロン竹の塚については、休日診療準備のため金曜日及び祝日前日については、午後 4時までの開室とする。

4 今後の方針

- (1) 時間延長の 2 施設については、ホームページや SNS、室内掲示等で利用者を含む子育て世帯に広く周知していく。
- (2) 他の施設については、利用状況や職員の配置など体制面を踏まえて開室時間延長の必要性を検討していく。

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	梅田地域学習センターでの不適切な行為の再発防止に向けた対応について																															
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																															
	令和7年度第4回定例会で指摘された梅田地域学習センターの不適切な行為に対する区の再発防止に向けた取組みについて、次のとおり報告する。																															
	<p>1 再発防止に向けた対応</p> <p>令和7年11月17日（月）に発生した不適切な事案に関して、梅田地域学習センター及び全センターに対して、以下のとおり再発防止を図った。</p> <p>（1）梅田地域学習センターへの対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>相手</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月17日（月）</td> <td>指定管理事業者</td> <td>区の考え方を伝えた上で、厳重注意を行った。</td> </tr> <tr> <td>12月1日（月）</td> <td>指定管理事業者</td> <td>弁護士の見解を含めた区の方針を説明。</td> </tr> <tr> <td>12月12日（金）</td> <td>法人担当者</td> <td>厳重注意を行った。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）全ての地域学習センターへの対応</p> <p>ア 全センターへの実態調査【11月27日（木）、書面調査】</p> <p>これまでセンターで同様の事例がないか、次の2点を確認した。</p> <p>（ア）公道でのビラ配りや宣伝等の行為を制限すること 制限を行ったセンターはなかった。</p> <p>（イ）政治にかかる内容による利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用施設</th> <th>政治的な利用件数</th> <th>主な利用内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>生涯学習、江北、佐野、竹の塚、東和</td> <td>22件</td> <td> ① 会議・研修 ② 区政報告会 ③ 総会、勉強会 ④ 区民相談会 ⑤ 政治的なテーマを含む学習会など </td> </tr> <tr> <td>令和7年度（11月まで）</td> <td>生涯学習、佐野、梅田、竹の塚</td> <td>29件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6施設</td> <td>51件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 全ての指定管理者あてに注意事項を通知【12月10日（水）】 弁護士や警察に対応について確認した注意点を別紙のとおり周知した。</p>				月日	相手	内容	11月17日（月）	指定管理事業者	区の考え方を伝えた上で、厳重注意を行った。	12月1日（月）	指定管理事業者	弁護士の見解を含めた区の方針を説明。	12月12日（金）	法人担当者	厳重注意を行った。	年度	利用施設	政治的な利用件数	主な利用内容	令和6年度	生涯学習、江北、佐野、竹の塚、東和	22件	① 会議・研修 ② 区政報告会 ③ 総会、勉強会 ④ 区民相談会 ⑤ 政治的なテーマを含む学習会など	令和7年度（11月まで）	生涯学習、佐野、梅田、竹の塚	29件		計	6施設	51件	
月日	相手	内容																														
11月17日（月）	指定管理事業者	区の考え方を伝えた上で、厳重注意を行った。																														
12月1日（月）	指定管理事業者	弁護士の見解を含めた区の方針を説明。																														
12月12日（金）	法人担当者	厳重注意を行った。																														
年度	利用施設	政治的な利用件数	主な利用内容																													
令和6年度	生涯学習、江北、佐野、竹の塚、東和	22件	① 会議・研修 ② 区政報告会 ③ 総会、勉強会 ④ 区民相談会 ⑤ 政治的なテーマを含む学習会など																													
令和7年度（11月まで）	生涯学習、佐野、梅田、竹の塚	29件																														
計	6施設	51件																														

	<p>ウ センタ一定期例会で情報共有【12月12日（金）】</p> <p>定期例会で事案内容を共有し、注意喚起を図った。</p> <p>エ 全地域学習センターの職員を対象に再発防止研修を実施</p> <p>(ア) 実施日 令和7年12月25日（木）</p> <p>(イ) 参加者数 34名</p> <p>(ウ) 研修内容</p> <p>① 講話 基本的人権と私たちの役割（講師：総務課人権推進係）</p> <p>② グループワーク</p> <p>(3) 委託仕様書への追加 令和8年度以降の契約書に以下の内容を追記する。</p> <p>ア 表現の自由への配慮や基本的人権に関する研修を実施すること。</p> <p>イ 対応マニュアルに、政治的な利用が可能であることを追加すること。</p>
--	--

2 今後の方針

今後、毎月末に政治にかかる施設利用の状況を報告させるとともに、年3回の区職員による施設モニタリング※で利用状況を直接確認する。

また、施設利用申請にあたり、前例がなく判断に迷う場合は、すべて区担当課へ連絡する運用とする。

※ 区職員が各センターに行き、事業の実施状況、個人情報管理等を確認している。

3 当該事案発生後の経過

月日	内容
11月17日（月）	梅田地域学習センター指定管理者が、センター前の公道でマイクを使ってビラを配っていた行為を制止した。併せて近隣の交番から警察官を呼び、活動を止めるよう試みた。
	土屋区議会議員から区に対して説明を求める旨の連絡があり、同時に指定管理者から区担当に対して事案の発生について連絡を受けた。
	区管理職が当事者と施設長と現地で状況を確認した。その上で公道での活動を制止したことについて当事者に謝罪し、指定管理者へ注意を行った。
12月 2日（火）	本会議で土屋区議会議員から当該事案に対する質問があり、改めて謝罪するとともに再発防止への対応を答弁した。

7足地生発第1887号
令和7年12月10日
(公印省略)

指定管理者 各位

足立区地域のちから推進部長 茂木 聰直

公道における不適切な活動抑止に関する注意喚起と再発防止について

この度、梅田地域学習センターにおいて、区民による公道での活動を止めようとする不適切な対応が発生しました。この行為は、憲法で保障されている言論の自由や表現の自由を不当に制約する可能性があり、区民に寄り添い、その活動を支援すべき地域学習センターの立場から逸脱するものです。

区として、このような事案が二度と発生しないよう、弁護士からの注意事項等を共有します。各指定管理者の皆様は下記内容をご確認いただき、再発防止に向けた取り組みを徹底していただきますようお願いします。

記

1 今回の事案概要

- (1) 梅田地域学習センターの東側公道にて、映画上映会を行うためのPR宣伝活動をマイクで行っている方を発見する(チラシ配布、看板掲出)。配布チラシの内容は、梅田地域学習センターのホールを使用して行う映画上映会(パレスチナ)の広告。
- (2) 道路使用許可を取っていないことを確認し、「迷惑である」という理由で、梅田地域学習センター職員が活動をやめるよう声掛けをする。
- (3) 活動をやめなかつたため、梅田地域学習センター職員が交番に相談し、警察に指導を求めた。

2 今回の事案に関し、区が弁護士へ確認した主な注意事項は次のとおり

(1) 不適切な対応の指摘

- ア 公道での活動を「迷惑だから」の理由で止めるることは、あってはならない。
- イ 道路使用許可がないからといって、止めさせようとしたことは不適切である。
※ ただし、近隣住民等からセンターに苦情が入った場合は、その旨を活動者へ「お願い」として伝えることは可能である。

(2) 道路使用許可に関する指摘

道路使用許可の必要・不需要は、警察が判断することであり、区(センター)は判断する立場にはない。

3 警察署への確認

当該事案について、警察署へ確認を行ったところ、道路使用許可を出さなくても問題ないとの見解であった。

理由は、①交通量が少ない午後の時間帯で、②交通に支障のないよう配慮された立て看板とマイクでの活動のため。

項目	使用許可	占用許可	法律上の使用許可が必要な場合とは
根拠法令	道路交通法	道路法	道路交通法77条第1項では、 <u>交通に影響を及ぼすような行為について、道路使用許可(4号許可)</u> が必要と規定している。
申請先	管轄の警察署	道路管理者 (国・都道府県・市町村など)	【4号】 道路で祭礼行事やロケーションをする等、 <u>交通に影響を及ぼすような通行の形態・方法により道路を使用する行為や道路に人が集まり交通に影響を及ぼすような行為</u>
対象	道路上での一時的な「行為」	道路上での継続的な「状態」 (工作物の設置など)	

4 学習センターの政治的活動を目的とした利用について

1～2年ほど前、梅田地域学習センター1階ラウンジを使用しての絵画展（パレスチナの子どもたちが描いたもの）を断っている。この対応も、不適切である。

ア 平成31年4月に、条例施行規則の改正を行っており、政治的活動を目的とした利用を可能としている。

令和元年6月25日の区民委員会にて、足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正について報告しております。

改正前	改正後
次の場合は使用できません。 (1)営利を目的とした事業、 <u>政治的、宗教的活動を目的とした使用</u>	次の場合は使用できません。 (1)営利を目的とした事業、 宗教的活動を目的とした使用

改正後の政治的活動の可否について利用できない場合

- ① 特定の候補者を支援する選挙運動の場合
- ② 選挙運動を主目的とする講演、会合の場合

イ 上記アの表①②にあるとおり、改正後も政治的活動については一定の制限はある。

ただし、選挙の時期に区選挙管理委員会事務局からの通知※に基づき、個人演説会等開催のための施設利用は可能である。

※ 公職選挙法161条第1項により、個人演説会、政党演説会、政党等演説会は公営施設で開催することができると規定されている。

5 今後の再発防止に向けた対策

再発防止に向けて次の措置を講じる。

(1) 実務研修の実施

全指定管理者に対し、表現の自由の配慮や基本的人権に関する研修を早急に実施する。

(2) 仕様書、対応マニュアルの整備

(ア) 委託仕様書に、「表現の自由への配慮や基本的人権に関する研修の実施」の内容を追加する。

(イ) 政治的活動を目的とした利用は可能であることなどを記載した対応マニュアルを作成し、センター定例会及び実務研修で周知する。

今回の事案から、公共施設を運営する指定管理者として、区民に寄り添うべき立場であることを再確認していただき、各センター職員への指導・周知の徹底をお願いいたします。

(担当) 足立区地域のちから推進部 生涯学習支援室 生涯学習支援課長 江連

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	地域学習センター利用枠等の変更にかかる検討状況について																																	
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																																	
内 容	<p>決算特別委員会での質疑及び利用者からのご意見を受け、地域学習センターの利用時間枠の見直しを進めている。これまでの検討状況について、次とおり報告する。</p> <p>1 検討の目的 地域学習センターの学習室等の利用時間枠を1日3枠から4枠に変更することで、多くの区民が利用しやすくする。</p> <p>2 現在の検討状況</p> <p>(1) 変更内容 (案)</p> <p>学習室や諸室の利用枠及び利用時間について、以下のとおり変更を検討している。</p> <p>ア 利用する「枠」の見直し (3枠→4枠)</p> <p>(ア) 見直しを行う施設 地域学習センターの学習室、教養室、工作室、調理室、音楽室、会議室</p> <p>(イ) 利用時間 各枠の時間帯と時間数を短縮する。</p> <p>(ウ) 使用料 使用料は利用時間に応じるため、時間短縮に伴い減額となる。</p>																																	
	<table><thead><tr><th colspan="3">【現在】</th></tr><tr><th>枠</th><th>時間帯</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>午前</td><td>午前9時～ 午後0時30分</td><td>3.5H</td></tr><tr><td>午後</td><td>午後1時～5時</td><td>4H</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後5時30分～ 9時30分</td><td>4H</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th colspan="3">【見直し (案)】</th></tr><tr><th>枠</th><th>時間帯</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>午前</td><td>午前9時～ 11時30分</td><td>2.5H</td></tr><tr><td>午後1</td><td>午後0時～ 2時30分</td><td>2.5H</td></tr><tr><td>午後2</td><td>午後3時～ 5時30分</td><td>2.5H</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後6時～9時</td><td>3H</td></tr></tbody></table> <p>※ 枠の見直しに伴い、時間数が減となる。</p>	【現在】			枠	時間帯	時間数	午前	午前9時～ 午後0時30分	3.5H	午後	午後1時～5時	4H	夜間	午後5時30分～ 9時30分	4H	【見直し (案)】			枠	時間帯	時間数	午前	午前9時～ 11時30分	2.5H	午後1	午後0時～ 2時30分	2.5H	午後2	午後3時～ 5時30分	2.5H	夜間	午後6時～9時	3H
【現在】																																		
枠	時間帯	時間数																																
午前	午前9時～ 午後0時30分	3.5H																																
午後	午後1時～5時	4H																																
夜間	午後5時30分～ 9時30分	4H																																
【見直し (案)】																																		
枠	時間帯	時間数																																
午前	午前9時～ 11時30分	2.5H																																
午後1	午後0時～ 2時30分	2.5H																																
午後2	午後3時～ 5時30分	2.5H																																
夜間	午後6時～9時	3H																																

イ 「利用時間」のみ見直し
 (ア) 見直しを行う施設
 地域学習センターのレクリエーションホール
 (イ) 利用時間
 各枠の時間帯を変更し、午前の時間数を短縮する。
 (ウ) 使用料
 使用料は利用時間に応じるため、午前枠の使用料は時間短縮に伴い減額となる。

【現在】

枠	時間帯	時間数
午前	午前9時～ 12時00分	3.0H
午後1	午後0時30分～ 3時00分	2.5H
午後2	午後3時30分～ 6時00分	2.5H
夜間	午後6時30分～ 9時30分	3H

【見直し（案）】

枠	時間帯	時間数
午前	午前9時～ 11時30分	2.5H
午後1	午後0時～ 2時30分	2.5H
午後2	午後3時～ 5時30分	2.5H
夜間	午後6時～9時	3H

(2) 指定管理者へのヒアリング

指定管理者に対し、利用枠等の変更に伴う運営面での影響についてヒアリングを実施し、次の意見を聴取した。

利用枠や 利用時間の 見直しに ついて	<ul style="list-style-type: none"> ① 学習室を利用する団体が3～4時間使うことはなく、利用時間を余らせている。 ② センターで実施する講座についても4枠の時間数で実施できる。
施設別の 意見	<ul style="list-style-type: none"> ① 竹の塚、梅田、生涯学習センターのホール →講演会やイベントで使用されるため、現状の利用時間が望ましい。 ② 生涯学習センターの学習室 →主に企業の会議や研修など長時間の利用が多く、現状の利用時間が望ましい。 <p>※ ①②より、ホールおよび生涯学習センターは、今回見直しの対象外とする。</p>

	<p>(3) アンケートの実施について</p> <p>区民（利用者）から見直しに対する意向を確認するため、以下のとおりアンケートを実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査概要</td><td>予約枠を4枠とし、利用時間を2時間30分～3時間とすることへの意向確認</td></tr> <tr> <td>内 容</td><td>別紙2アンケート案のとおり</td></tr> <tr> <td>調査対象</td><td>地域学習センター13施設の登録団体と一般利用者</td></tr> <tr> <td>実施期間</td><td>令和8年1月下旬から2月末まで</td></tr> <tr> <td>配布方法</td><td> 配布数は、600枚を想定 (内訳) ① 登録団体 約320団体 1月下旬の利用者懇談会で配付する。 ② 一般利用者 280人（各センター20人程度） 施設利用時に職員から手渡し、窓口への配架。 </td></tr> <tr> <td>回答方法</td><td>インターネットでの回答、センター窓口への提出</td></tr> </tbody> </table> <p>3 今後の流れ</p> <p>アンケートの結果に基づき、利用枠の変更について検討を深め、改めて議会に報告する。</p>	項目	内容	調査概要	予約枠を4枠とし、利用時間を2時間30分～3時間とすることへの意向確認	内 容	別紙2アンケート案のとおり	調査対象	地域学習センター13施設の登録団体と一般利用者	実施期間	令和8年1月下旬から2月末まで	配布方法	配布数は、600枚を想定 (内訳) ① 登録団体 約320団体 1月下旬の利用者懇談会で配付する。 ② 一般利用者 280人（各センター20人程度） 施設利用時に職員から手渡し、窓口への配架。	回答方法	インターネットでの回答、センター窓口への提出
項目	内容														
調査概要	予約枠を4枠とし、利用時間を2時間30分～3時間とすることへの意向確認														
内 容	別紙2アンケート案のとおり														
調査対象	地域学習センター13施設の登録団体と一般利用者														
実施期間	令和8年1月下旬から2月末まで														
配布方法	配布数は、600枚を想定 (内訳) ① 登録団体 約320団体 1月下旬の利用者懇談会で配付する。 ② 一般利用者 280人（各センター20人程度） 施設利用時に職員から手渡し、窓口への配架。														
回答方法	インターネットでの回答、センター窓口への提出														

地域学習センター 利用時間枠の変更に関する アンケートご協力のお願い

日頃から地域学習センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

地域学習センターのホールを除く貸室について、より利用しやすい環境を整えるため、利用方法の見直しを検討しています。詳細は次ページにございます。

- ① 利用時間枠を現在の3枠から4枠に細分化する。
- ② レクリエーションホールの利用時間を変更する。

変更にあたって、利用者の皆様のご意見をお伺いしたいため、アンケートにご協力をお願いします。

※ 使用料金は、利用時間が減ることにより減額する予定です。

令和8年1月●●日

足立区 生涯学習支援課 生涯学習支援第一係・第二係

【お問い合わせ】直通 03(3880)5467 03(3880)5468

■ 《本アンケート用紙》または《インターネット》のいずれか1つの方法でご回答ください。

■ 令和8年2月28日（土）までにご回答ください。

《アンケート用紙》で回答する場合

・地域学習センターの窓口へお渡しください。

《インターネット》で回答する場合

・以下のURLまたは、二次元コードを通じてアクセスしてご回答ください。

URL

https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/*****/*****/*****

QRコード

1 以下の施設について、現行の利用時間枠(3枠)から4枠への細分化を検討しています。

【対象施設】: 学習室、教養室(和室)、工作室、料理室、音楽室、会議室

区分	現行の利用時間帯 (3枠)	区分	変更後の利用時間帯 (4枠とする変更案)
午前	午前 9 時 00 分～午後 0 時 30 分	午前	午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分
午後	午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分	午後1	午後 0 時 00 分～午後 2 時 30 分
夜間	午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分	午後2	午後 3 時 00 分～午後 5 時 30 分
		夜間	午後 6 時 00 分～午後 9 時 00 分 (終了時刻が 30 分短縮)

2 以下の施設について、利用時間帯の変更を検討しています。

【対象施設】: レクリエーションホール

区分	現行の利用時間帯 (4枠)	区分	変更後の利用時間帯 (変更案) ※上記と同じ
午前	午前 9 時 00 分～午後 0 時 00 分	午前	午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分
午後1	午後 0 時 30 分～午後 3 時 00 分	午後1	午後 0 時 00 分～午後 2 時 30 分
午後2	午後 3 時 30 分～午後 6 時 00 分	午後2	午後 3 時 00 分～午後 5 時 30 分
夜間	午後 6 時 30 分～午後 9 時 30 分	夜間	午後 6 時 00 分～午後 9 時 00 分 (終了時刻が 30 分短縮)

※ これまでどおり、必要に応じて2枠以上連続でもお使いいただけます。

※ 施設の使用料金は、利用時間が減ることにより減額となる。

次のページのアンケートにお答えしてください。

設問

問1. 利用時間枠を3枠から4枠に増やすことについて、どのようにお考えですか。
(1つを選択)

1. 賛成：利便性が高まる
2. 反対：使いにくくなる
3. どちらとも言えない：特に影響はない／状況による（どちらかに○をしてください。）

問2. 4枠に増やした場合、あなたの施設の利用頻度はどのように変化しますか。
(1つを選択)

1. 増える
2. 変わらない
3. 減る

問3. 変更案の各時間設定(開始・終了時刻)は現在の利用状況に支障がありますか。
(あてはまる時間帯区分に回答ください(複数可)。 支障がある／支障はない には、どちらかに○をしてください)。

1. 午前（午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分）：支障がある／支障はない
2. 午後 1（午後 0 時 00 分～午後 2 時 30 分）：支障がある／支障はない
3. 午後 2（午後 3 時 00 分～午後 5 時 30 分）：支障がある／支障はない
4. 夜間（午後 6 時 00 分～午後 9 時 00 分）：支障がある／支障はない

問4. 問3で、「支障がある」と回答した時間帯がある場合、具体的な理由やご希望の時間帯をご記入ください。(自由記述)

問5. センターの貸し施設を主にどのような目的で利用されていますか。(複数選択可)

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 学習・勉強 | 2. サークル・団体の会議/打ち合わせ |
| 3. 趣味・教養活動(例:手芸、書道、茶道など) | 4. 軽運動・体操 |
| 5. 料理・調理実習 | 6. 音楽活動 |
| 7. その他(具体的に) | |

問6. センターの貸し施設で主に利用されている施設名をご記入ください。(複数選択可)

- | | | |
|----------------|------------|--------|
| 1. 学習室 | 2. 教養室(和室) | 3. 工作室 |
| 4. 料理室 | 5. 音楽室 | 6. 会議室 |
| 7. レクリエーションホール | 8. その他() | |

問7. アンケートをご記入いただいた地域学習センターを教えてください (1つを選択)。

1. 伊興地域学習センター	2. 梅田地域学習センター	3. 興本地域学習センター
4. 江北地域学習センター	5. 佐野地域学習センター	6. 鹿浜地域学習センター
7. 新田地域学習センター	8. 竹の塚地域学習センター	9. 中央本町地域学習センター
10. 東和地域学習センター	11. 舎人地域学習センター	12. 花畠地域学習センター
13. 保塚地域学習センター		

アンケートは以上です。

ご協力いただきありがとうございました。

ご提出いただいたご意見は、今後の利用時間枠に関する検討の参考にさせていただきます。

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	スポーツ体験デー（する）とスポーツ観戦デー（みる）の見直しについて							
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課							
	既存事業のスポーツ体験デー（する）とスポーツ観戦デー（みる）を見直し、より子どもや保護者のニーズに合わせた「スポーツ観戦・体験一体型事業」へと変更する。							
	<p>1 現状の課題</p> <p>これまで2年間実施してきた事業内容について、参加者のアンケートから課題を洗い出すとともに、運営面での改善点を整理し、以下のとおり今後の見直し方針を決定したので報告する。</p> <p>(1) スポーツ体験デー（するスポーツ）</p> <p>ア これまでの実施内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">体験した スポーツ</td> <td>R 5</td> <td>バスケットボール、野球、サッカー バドミントン、バレーボール、</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>バスケットボール、野球、サッカー ダンス、陸上競技</td> </tr> </table> <p>イ 現状と課題</p>			体験した スポーツ	R 5	バスケットボール、野球、サッカー バドミントン、バレーボール、	R 6	バスケットボール、野球、サッカー ダンス、陸上競技
体験した スポーツ	R 5	バスケットボール、野球、サッカー バドミントン、バレーボール、						
	R 6	バスケットボール、野球、サッカー ダンス、陸上競技						
内容	項目	現状	課題					
	参加者の視点	5つのグループに分け、20分ずつ5つの競技をローテーションで体験する。	興味のない競技を強制的に体験させる形式は、新しい種目を見つけられる一方で、満足度の低下を招いている。 【参加者アンケート】 ① 「好きな競技を体験する時間が短い」 ② 「5つの体験時間が長くて飽きてしまっていた」など					

項目	現状	課題	課題の詳細
運営側の視点 (区)	<p>複雑な日程調整となるため、企画・準備期間が長期化。</p> <p>① 参加者の集まりやすい日程よりも競技団体や施設の日程を優先。</p> <p>② 目指していた指導者や競技団体ではなく、別の団体で対応せざるを得ない。</p> <p>③ 施設の予約は1年前から確定しているため、日程の柔軟な変更が難しい。</p>	<p>日程の優先順位</p> <p>指導者・団体の確保</p> <p>施設の確保</p>	<p>競技団体等と参加者の集まりやすい日程調整が困難であった。</p> <p>① 実施日が、学校行事（運動会、自然教室、土曜授業）等と重複してしまう。</p> <p>② 5つ以上の競技団体・指導者との日程調整が極めて複雑である。</p> <p>③ 環境の良く予約が取りにくい総合スポーツセンターとの日程調整が困難である。</p>
保護者の視点	現場で感じたことを一緒に共有できない。	保護者のニーズ	<p>【参加者アンケート】要望あり。</p> <p>① 子どもと一緒に参加したい</p>

(2) プロ野球観戦（みるスポーツ）

ア 過去の実施内容

R 6	ヤクルト	8/8 (木)、8/23 (金)
	巨人	8/24 (土)
R 7	ヤクルト	8/11 (月・祝)、8/29 (金)
	巨人	8/23 (土)

イ 現状と課題			
項目	現状	課題	課題の詳細
運営側の視点 (区)	<p>8月（夏休み）に実施し、子どもを無料で招待している。</p> <p>① 神宮球場に日陰は少なく、周辺に立ち寄れる施設も少ない。</p> <p>② 観戦チケットの調整は、概ね6か月以上前に決まっており、日程の柔軟な変更が難しい。</p>	<p>開催場所の特性</p> <p>実施時期</p>	<p>猛暑による熱中症リスクや不快感が指摘されている。</p> <p>【参加者アンケート】</p> <p>① 「暑さをしのぐ場所がない」と意見あり。</p> <p>② 「涼しい時期だと嬉しい」などの意見（多数）あり。</p>
席の快適性	球団との交渉時期で座席位置や日程が、ほぼ決まる。	<p>席の位置</p> <p>臨場感の欠如</p>	<p>子どもたちの感動体験につながりにくい状況である。</p> <p>【参加者アンケート】</p> <p>① 「選手が遠く、臨場感がない」</p> <p>② 「座席が最上階で暑い」</p>

2 新事業「(仮称) 親子スポーツ観戦・体験デー」

(1) 事業概要

これまでの「スポーツ観戦のみの事業」と「子どもを対象とした体験事業」を統合し、一体的なプログラムへ刷新する。

プロ野球やサッカーなどの試合を観戦（みる）した後、同じ会場^{*}で競技を実際に体験（する）できるプログラムに変更する。

※ 東京ドーム、神宮球場、味の素フィールド西が丘等

(2) 競技別見直し内容

現状と課題を考慮して、以下の見直しを行った。

競技	変更前			変更後		
	観戦	体験		観戦	体験	
		子	保護者		子	保護者
フットサル	○	○	○	○	○	○
バレーボール	○	○	—	○	○	○
バスケットボール	○	○	—	○	○	○
野球	○	—	—	○	○	○
サッカー	○	—	—	○	○	○

(3) 令和8年度の開催時期

競技	開催予定	
	変更前	変更後
フットサル	8月	8月
バレーボール	10~12月	10~12月
バスケットボール	12月	12月
野球	8月	5~6月
サッカー	10月~3月	10月~3月

※ 野球については、熱中症対策のため、5~6月開催に変更する。

3 今後の方針

(1) 小学生等がスポーツに触れる「体験の場」の見直し

現行の非効率な手法を改め、より魅力的で効果の高い「新たな体験の場」へ変更する。

(2) スポーツが得意ではない子どもへの体験機会の提供

他の競技や運動があまり得意ではない子どもたちには、「スポーツカーニバル※」への参加を促し、体験の機会を維持していく。

※ 50種類以上のスポーツを体験することが可能（10月開催）。

(3) 子ども料金の無料化に伴う不正利用・モラルハザード対策

申込方法を先着順から抽選方式に変更し、現場での申込者全員の身分証確認を徹底する。これにより、子ども名義の無料席の不正利用（荷物置き場、大人のなりすまし観戦、過剰な席確保、無断キャンセル）を防止する。

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	高野スポーツパークの開設準備状況について																						
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課																						
	高野スポーツパーク（高野小学校跡地スポーツ施設）の令和8年4月26日（日）開設に向けた、準備状況を次のとおり報告する。																						
	1 施設予約の開始 施設予約は5月1日（金）使用分からの受付とし、施設予約システムにおいて4月1日（水）から抽選申込みの受付を開始する。 (参考) 5月使用分の受付スケジュール																						
内容	<table border="1"><thead><tr><th>日付</th><th>項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月 1日（水）</td><td>受付開始</td></tr><tr><td>4月 7日（火）</td><td>窓口での受付締切</td></tr><tr><td>4月 8日（水）</td><td>インターネットでの受付締切</td></tr><tr><td>4月 11日（土）</td><td>抽選結果発表</td></tr><tr><td>4月 19日（日）</td><td>使用料支払い期限</td></tr><tr><td>4月 24日（金）</td><td>一般受付（先着順）開始</td></tr></tbody></table> 2 関係者向け内覧会の実施 区議会議員、江北地区まちづくり連絡会、地元町会自治会役員、近隣学校、マスコミ等の関係者に向けた内覧会を、4月11日（土）に実施予定。 3 開設予定日 令和8年4月26日（日） 4 開設後のスケジュール <table border="1"><thead><tr><th>日程</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月 26日（日）</td><td>オープニングセレモニー オープニングイベント</td></tr><tr><td>4月 27日（月） ～ 4月 30日（木）</td><td>無料開放 来場イベント 一般区民向け内覧会</td></tr><tr><td>5月 1日（金）</td><td>施設予約による運用開始</td></tr></tbody></table>	日付	項目	4月 1日（水）	受付開始	4月 7日（火）	窓口での受付締切	4月 8日（水）	インターネットでの受付締切	4月 11日（土）	抽選結果発表	4月 19日（日）	使用料支払い期限	4月 24日（金）	一般受付（先着順）開始	日程	内容	4月 26日（日）	オープニングセレモニー オープニングイベント	4月 27日（月） ～ 4月 30日（木）	無料開放 来場イベント 一般区民向け内覧会	5月 1日（金）	施設予約による運用開始
日付	項目																						
4月 1日（水）	受付開始																						
4月 7日（火）	窓口での受付締切																						
4月 8日（水）	インターネットでの受付締切																						
4月 11日（土）	抽選結果発表																						
4月 19日（日）	使用料支払い期限																						
4月 24日（金）	一般受付（先着順）開始																						
日程	内容																						
4月 26日（日）	オープニングセレモニー オープニングイベント																						
4月 27日（月） ～ 4月 30日（木）	無料開放 来場イベント 一般区民向け内覧会																						
5月 1日（金）	施設予約による運用開始																						

5 今後の方針

- (1) 開設直後から2か月程度、集中的にPRを実施し、高野スポーツパークの認知度向上と利用促進を図る。
- (2) 開設日にオープニングセレモニー、オープニングイベントを実施し、来場のきっかけづくりを行う。
- (3) ポスター、チラシの作成、あだち広報3月25日号(予定)、ホームページへの掲載等により、広く周知していく。

6 工事の進捗状況

- (1) グラウンドへの人工芝敷設は、12月下旬で概ね完了した。
- (2) 駐車場等の外構工事や管理棟内装工事を行い、2月下旬の竣工を予定している。



令和8年1月8日（木）撮影 管理棟施工状況



令和8年1月8日（木）撮影 グラウンド施工状況

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	地域体育館でのフットサル利用の検討結果について				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課				
内 容	<p>地域体育館ではこれまで壁面補強のある施設のみフットサル利用が可能であったが、壁面補強のない体育館での児童によるフットサル利用について検討した結果を報告する。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 小学生のスポーツ機会を拡大し、安全に配慮した上で体育館の利用を促進する。</p> <p>(2) 夏場に室内で運動できる機会を増やし、熱中症対策に寄与する。</p> <p>2 検討結果</p> <p>令和8年度からフットサル利用が可能な地域体育館は以下のとおりとする（下線は小学4年生以下に限る）。</p> <table border="1"><thead><tr><th>変更前（壁面補強済）</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合スポーツセンター 地域体育館 (興本、江北)</td><td>総合スポーツセンター <u>スイムスポーツセンター</u> 全地域体育館9か所 (<u>伊興</u>、<u>梅田</u>、<u>興本</u>、<u>江北</u>、<u>佐野</u>、<u>鹿浜</u>、<u>中央本町</u>、<u>東和</u>、<u>花畠</u>)</td></tr></tbody></table> <p>3 検討内容</p> <p>壁面補強の有無が利用時の安全に与える影響について、指定管理者への聞き取りを実施した結果、小学4年生以下は高学年や中学生と比べてボール速度が遅く、キック力も比較的弱いため、強いシュートや壁面への衝撃による危険性は低いと判断した。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>(1) 令和7年度中に、指定管理者と運用ルールや利用条件を協議し、令和8年度から開始する。</p> <p>(2) 決定後、区ホームページやSNS等を通じて区民への周知を行う。</p> <p>(3) 運用開始後は、指定管理者による巡回・声かけ等の見守りを行い危険な利用行為の防止に努める。</p> <p>(4) 必要に応じて運用方法や利用条件の見直しを行う。</p>	変更前（壁面補強済）	変更後	総合スポーツセンター 地域体育館 (興本、江北)	総合スポーツセンター <u>スイムスポーツセンター</u> 全地域体育館9か所 (<u>伊興</u> 、 <u>梅田</u> 、 <u>興本</u> 、 <u>江北</u> 、 <u>佐野</u> 、 <u>鹿浜</u> 、 <u>中央本町</u> 、 <u>東和</u> 、 <u>花畠</u>)
変更前（壁面補強済）	変更後				
総合スポーツセンター 地域体育館 (興本、江北)	総合スポーツセンター <u>スイムスポーツセンター</u> 全地域体育館9か所 (<u>伊興</u> 、 <u>梅田</u> 、 <u>興本</u> 、 <u>江北</u> 、 <u>佐野</u> 、 <u>鹿浜</u> 、 <u>中央本町</u> 、 <u>東和</u> 、 <u>花畠</u>)				

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	令和7年度第3回足立区立図書館協議会の開催結果について	
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課	
	<p>12月11日（木）に開催した足立区立図書館協議会（以下、「協議会」という。）にて、館内のルール・マナーの見直しについて意見交換を行った。主な内容と今後の方針について、次のとおり報告する。</p> <p>なお、協議会委員（令和7年12月11日時点）は別紙3のとおり。</p>	
内 容	<p>1 協議会の目的</p> <p>(1) 図書館の運営やサービスに関して、中央図書館長の諮問に応じ、意見を述べる。</p> <p>(2) 図書館の運営やサービスに関して、各委員の立場から意見を述べる。</p> <p>※ 毎年度、諮問及び答申は各1回。諮問後、会議を3回程度開催して意見交換し、答申を行う。</p> <p>2 開催概要</p> <p>(1) 日時 令和7年12月11日（木）午前9時30分から正午まで</p> <p>(2) 議題 館内のルール・マナーの見直しについて</p> <p>3 館内のルール・マナーの見直しについて</p> <p>「音」「館内での撮影」「電源の利用」について、第2回協議会での意見を踏まえて事務局にて整理した論点に基づき、意見交換を行った。</p> <p>論点および協議会での主な意見は次のとおり。</p>	
項目	論点	協議会での主な意見
音	<p>中央図書館2階でにぎやかなエリアのゾーニングを試行するにあたり、①から③のどのエリアまでを緩和対象とすべきか（別紙4参照）。</p> <p>① 西側（児童エリア） ② 西側（ティーンズエリア） ③ 東側</p> <p>※ 協議会の開始前に中央図書館の2階を委員が見学</p>	<p>① 試行は①から③のすべてのエリア（2階全体）で行うのが望ましい。</p> <p>② 試行の際は、目的や趣旨（アクションプランに基づき図書館が目指す方向）を来館者に明確に伝えることが重要。</p> <p>③ 試行期間中は利用者向けにアンケートボックスを設けるなどして、意見を収集するといい。</p>

項目	論点	協議会での主な意見
館内での撮影	<p>慎重な意見を踏まえ、令和8年度からの試行は見送ることとし、①、②の論点について将来に向けた意見交換を実施した。</p> <p>① 撮影可能な場所 ② 撮影可能な範囲（人物の映り込みの有無）</p>	<p>① 禁止ではなく、どうすれば撮影が可能になるか、という観点から検討を進めるべき。</p> <p>② ルールで禁止するよりも、スタッフに声をかけるなどコミュニケーションを促す運用が望ましいのではないか。</p> <p>③ 図書館は「本のある空間」として若い世代からの撮影のニーズが高まっており、この要素をどう考えるべきか検討が必要。</p>
電源の利用	<p>区立図書館全体でのルールの変更案として、次の①から③は妥当であるか。</p> <p>① 利用の目的は設定しない。 ② 電源のある席が混雑する館は、指定席制を導入し、公平性を保つ。 ③ マナーをコンセント付近くに掲示する。 (バッテリーの発火リスクを考慮し離席は最小時間、消費電力の許容範囲を超える接続はしない、など)</p>	<p>① 基本的に目的設定は不要で、自由に使って良いとすべき。</p> <p>② 消費電力の許容量を超える接続の防止については、具体的で分かりやすい表現にすべき。</p>

4 今後の方針

(1) 令和7年度の諮問事項については、答申に向けた意見交換が完了し、答申書の調整は議長・副議長に一任された。

協議会からの答申（令和8年2月頃を予定）を踏まえて、令和8年度から漫画の収集と、音及び電源に関するルール・マナーの見直しを進めていく。

(2) 現在の委員の任期は令和8年7月31日で満了するため、令和8年度の協議会の開催に向けて、次期の委嘱及び任命に向けた手続きを行っていく。

足立区立図書館協議会委員名簿（令和7年12月11日時点）

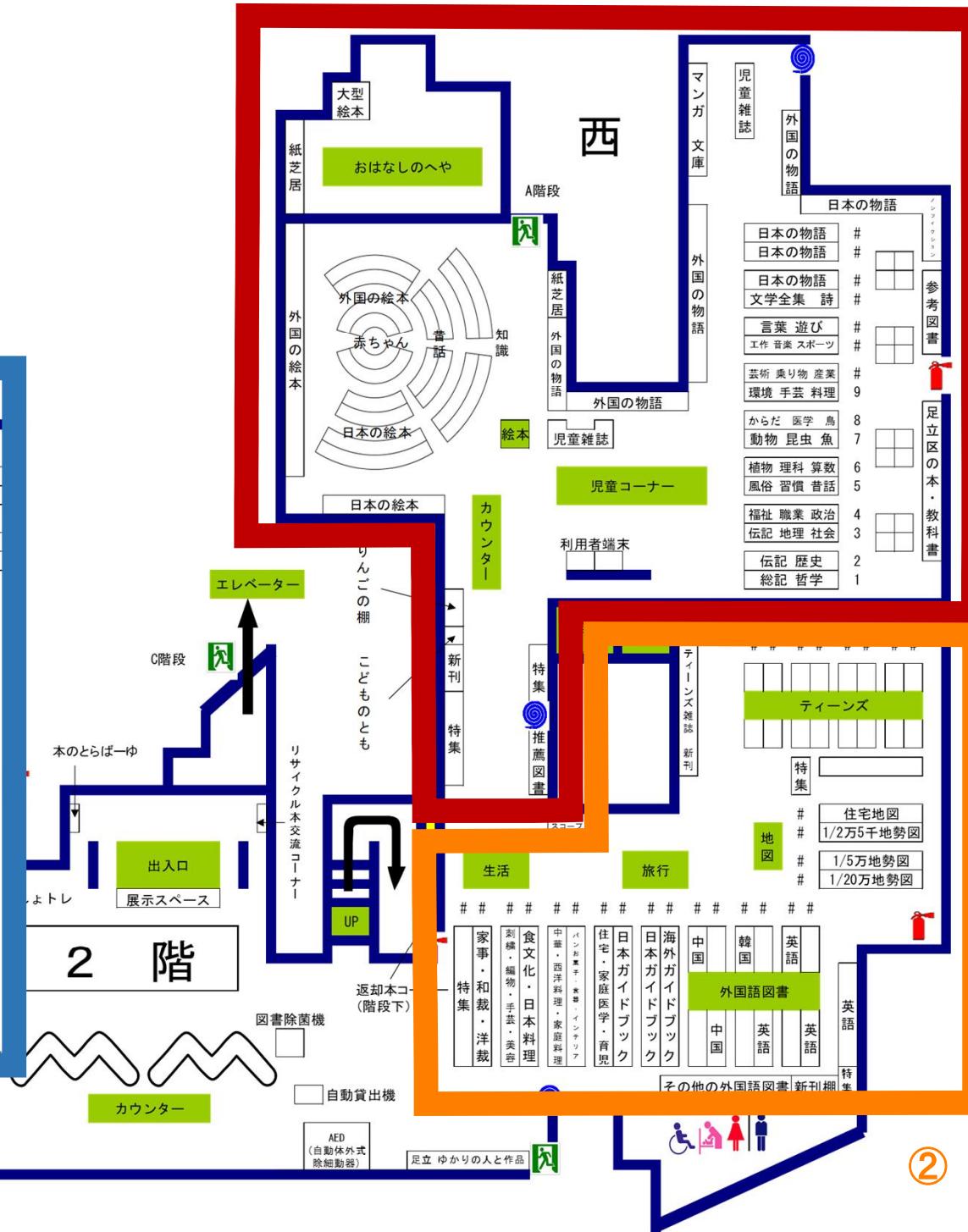
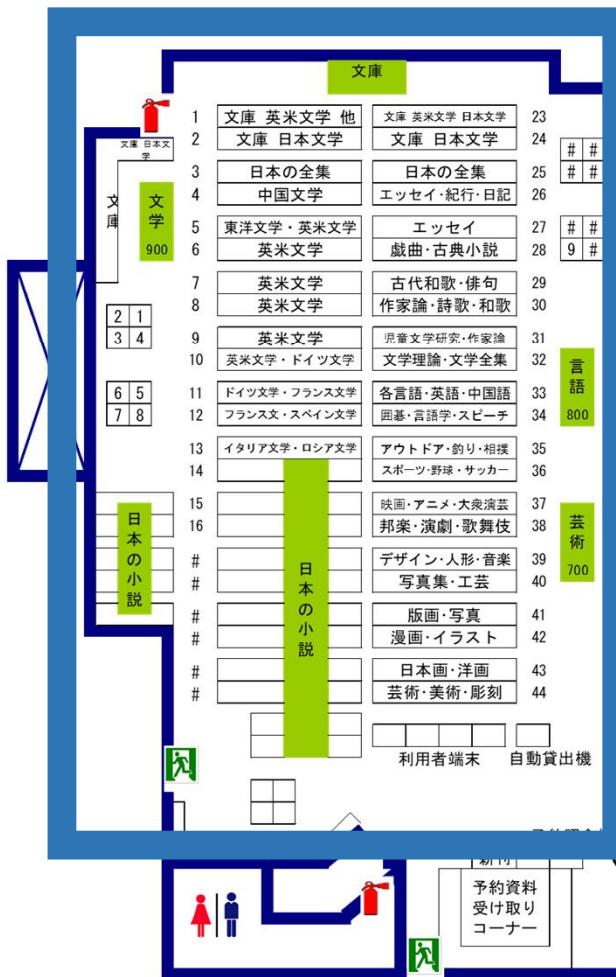
(敬称略)

	氏名	職歴等
1	【議長】 大串 夏身	昭和女子大学名誉教授（図書館情報学）
2	【副議長】 原田 隆史	八洲学園大学教授（図書館情報学）
3	豊田 恭子	東京農業大学教授（学術情報課程）
4	坪 直孝	「あだち絵本シアター」事業協賛企業関係者
5	浅野 有美	区民
6	芦川 珠美	足立区青少年委員
7	小林 野渉	株式会社散歩社 YADOKARI株式会社（あやセンター委託事業者）
8	高橋 妙子	読み語りボランティアグループ代表
9	塚本 祐士	絵本作家
10	檜垣 由紀	区民（郷土博物館展示解説ボランティア博友会会長）
11	藤田 利江	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
12	三浦 昌恵	NPO法人子育てパレット代表理事
13	柳川 富士雄	足立区視力障害者福祉協会会长
14	菊入 伸二	足立区立青井中学校校長 (区中研学校図書館部担当校長)
15	田中 岳晴	足立区立東栗原小学校校長 (区小研学校図書館部担当校長)

中央図書館2階 音に関するゾーニング案

③ 東側

東



① 西側 (児童エリア)

A案：①

B案：①+②

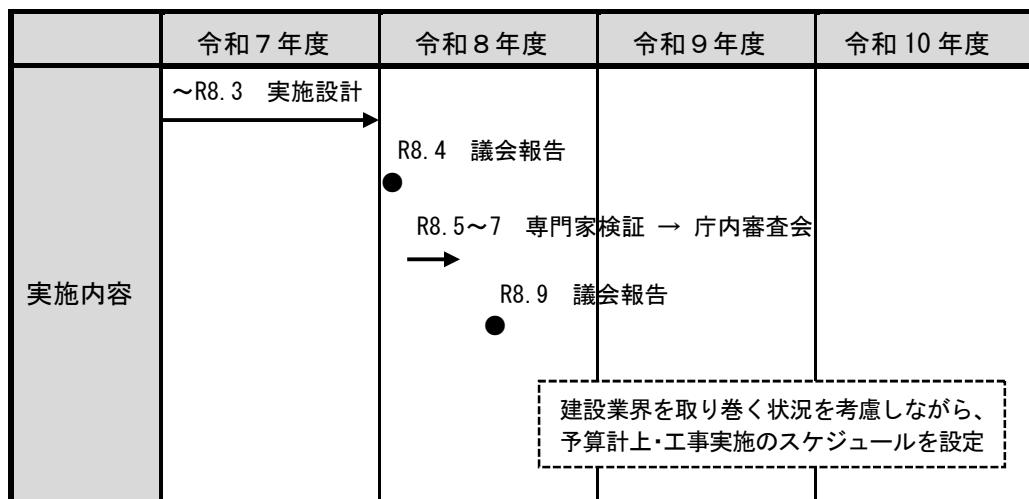
C案：①+②+③

② 西側 (ティーンズエリア)

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	梅田八丁目複合施設の整備工事費の金額及び区民向けワークショップの実施結果について			
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 施設營繕部西部地区建設課			
内 容	<p>梅田八丁目複合施設については、令和8年3月末に設計委託が完了する見込みである。</p> <p>現在の設計を踏まえた整備工事費の想定及び今後のスケジュール案と、設計業務の一環として実施している区民向けワークショップの開催結果について、次のとおり報告する。</p>			
	<p>1 梅田八丁目複合施設の整備工事費について</p> <p>(1) 整備工事費の想定について</p> <p>ア 整備工事費については、中期財政計画（令和5年2月策定）における想定金額から大幅に高騰することが見込まれている。</p> <p>イ 高騰の要因は、「人件費及び資材費の高騰」「大空間などの施設コンセプト」の2点であるが、それぞれがどの程度影響しているかは、設計委託が完了し、府内審査会（専門家検証）を経ないと判明しない。</p> <p>(2) 今後のスケジュール（案）</p> <p>令和8年3月 設計委託完了、整備工事費の金額確定 4月 議会報告（整備工事費の金額） 5月 専門家検証（整備工事費の金額の妥当性） 7月 府内審査会（専門家検証の確認） 9月 議会報告（整備工事費の高騰要因、事業の進め方）</p>			



2 区民向けワークショップ（令和7年度第3回）の開催結果について

（1）目的

ア 複合施設の空間や運営のあり方に関する検討を深めること。
イ 複合施設の目指す姿の一つとして掲げる「協働・協創」の実現に向け、意見交換や共同作業を通じて複合施設に長く関わってもらえる区民を増やすこと。

（2）テーマ

自己ごととして考える

— 梅田八丁目複合施設の検討のための実践 —

（3）日時・会場・内容

12月7日（日）午後1時から4時まで

第1部 ① 梅田八丁目創出用地内の簡易菜園での収穫体験

② 亀田小学校調理室での野菜の調理・試食

第2部 亀田小学校多目的室でのグループワーク

テーマ① うめはちの可能性（活動の振り返り）

テーマ② つながりを育む共同作業としてできそうなこと

（4）参加者

中学生、高校生、大学生、子育て世代、地域の方（町会・自治会、PTAなど） 計15名

（5）グループワークでの主な意見

ア 昨年より緊張せずに話せるようになった。回を積み重ねてもっといろんな人たちと話したい。利用者像を考えるのは楽しかった。

イ 多世代とニックネームで意見交換ができた。親世代からの意見は新鮮。会社や家庭とは違う場やコミュニティがあるのはとても良い。

ウ 参加者が簡易菜園の水やり等の連絡手段として立ち上げたLINEでの交流を続けたい。野菜畑に関することだけでなく写真や近況報告などを気軽に投稿できると面白い。

エ 中高生の子育て体験や図書館ツアーナどのイベント的な活動と、継続的に実施できるLINEなどの日常交流的な活動の両方に取り組んでみたい。

3 今後の方針

（1）令和7年度末の設計業務完了に向けて、実施設計や積算などの諸手続きを着実に進めていく。

（2）今回のグループワークでの意見を踏まえて、令和8年度のワークショップの内容及び時期を検討していく。

区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	足立区における高齢者の孤立死の現状について																														
所管部課名	地域のちから推進部絆づくり担当部長付絆づくり担当課																														
	<p>東京都監察医務院から令和6年の高齢者孤立死データの提供を受け、「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」(別添資料)をまとめたので報告する。</p> <p>※ 当分析では「高齢者孤立死」を「足立区内の65歳以上の単身者の自宅での不自然死(死因不明の急性死や事故死など)」と定義し、自宅で看取られ医師が検死したものは含まない。</p> <p>なお、主な内容は次のとおり。</p>																														
内容	<p>1 本分析結果の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年の高齢者孤立死者数は集計開始以降最多の昨年より減少したが、2番目に多い【2(1) 参照】。 (2) 男性は、女性に比べて、高齢者孤立死が多く、また発見されにくく傾向である【4(1), (2) 参照】。 (3) 男女ともに「家族親族」及びケアマネジャー・ヘルパーなどの「保健福祉関係者」の発見割合が高い【4(3) 参照】。 <p>2 年月別の集計と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 曆年別の高齢者孤立死者数は微増傾向(別添資料P4)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>192人</td><td>90人</td></tr> <tr><td>H29</td><td>191人</td><td>79人</td></tr> <tr><td>H30</td><td>229人</td><td>107人</td></tr> <tr><td>R1</td><td>242人</td><td>107人</td></tr> <tr><td>R2</td><td>274人</td><td>110人</td></tr> <tr><td>R3</td><td>230人</td><td>101人</td></tr> <tr><td>R4</td><td>299人</td><td>145人</td></tr> <tr><td>R5</td><td>329人</td><td>154人</td></tr> <tr><td>R6</td><td>318人</td><td>147人</td></tr> </tbody> </table> <p>■ 男性 ■ 女性</p>	年月	男性	女性	H28	192人	90人	H29	191人	79人	H30	229人	107人	R1	242人	107人	R2	274人	110人	R3	230人	101人	R4	299人	145人	R5	329人	154人	R6	318人	147人
年月	男性	女性																													
H28	192人	90人																													
H29	191人	79人																													
H30	229人	107人																													
R1	242人	107人																													
R2	274人	110人																													
R3	230人	101人																													
R4	299人	145人																													
R5	329人	154人																													
R6	318人	147人																													

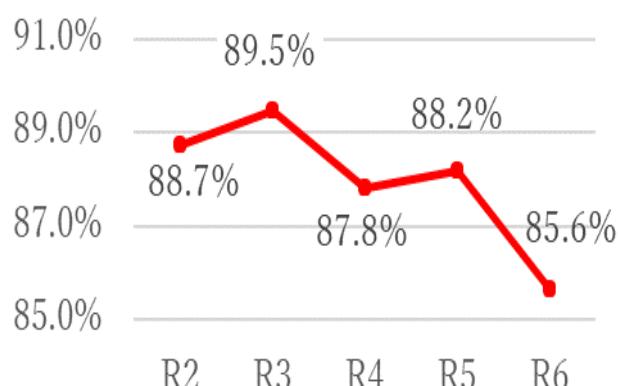
(2) 高齢者孤立死者数は1月が386人と最も多く、次いで8月の348人となっている（別添資料P5）。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成28年	26	27	34	18	29	13	23	20	23	9	25	35	282
平成29年	35	22	22	19	17	23	14	25	18	17	23	35	270
平成30年	50	33	19	10	24	18	55	27	18	26	23	33	336
令和元年	51	28	31	27	20	16	33	58	13	18	25	29	349
令和2年	34	38	34	33	23	21	20	59	32	25	25	40	384
令和3年	37	35	19	35	19	19	27	35	26	20	27	32	331
令和4年	51	51	61	23	30	24	34	43	29	23	32	43	444
令和5年	59	42	39	36	33	40	55	39	41	37	26	36	483
令和6年	43	40	53	32	33	35	56	42	31	31	33	36	465
合計	386	316	312	233	228	209	317	348	231	206	239	319	3,344

3 時期別の集計と分析

- (1) 夏季と冬季に高齢者孤立死者数が増加する傾向は変わらず、前者は1日の最高気温に、後者は1日の寒暖差に関連している（別添資料P6、P8）。
- (2) 特別区内全域では、エアコンが使用できる状況であった屋内での熱中症死亡者のうち約86%が使用しておらず、使用率を向上させる取り組みが必要である（別添資料P7）。

エアコン設置ありのうち未使用による熱中症死亡者（屋内）



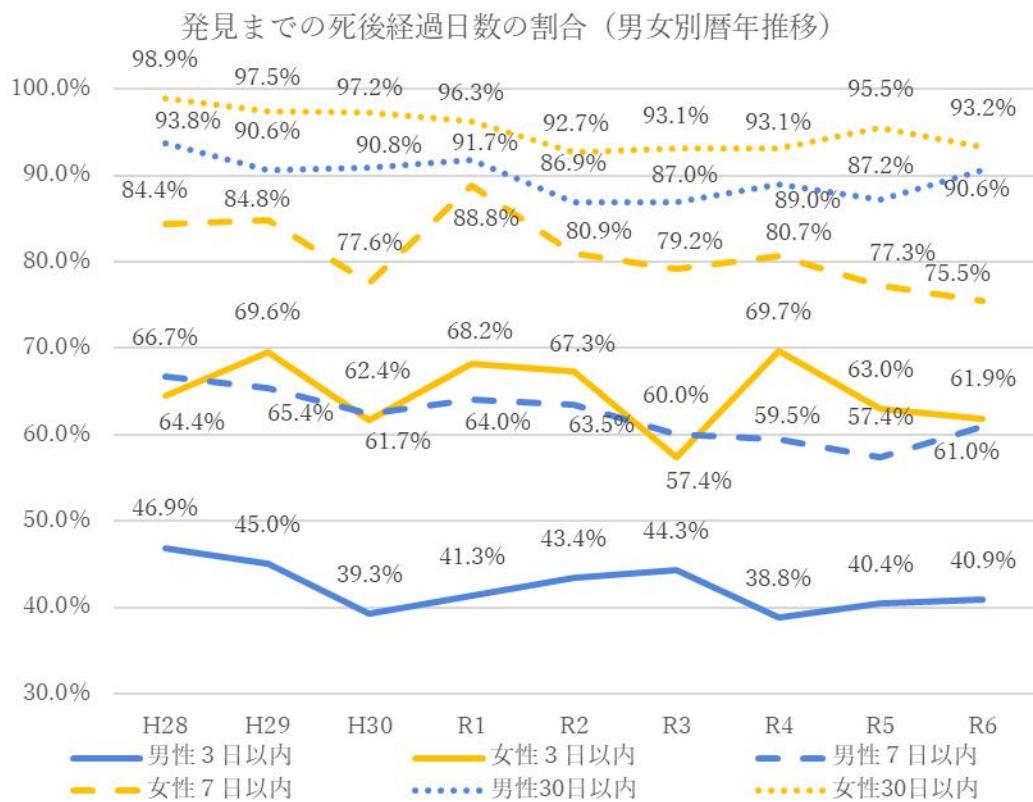
4 性別等による集計と分析

- (1) 高齢者孤立死者数は女性に比べ男性の方が2.2倍高い（別添資料P10）。

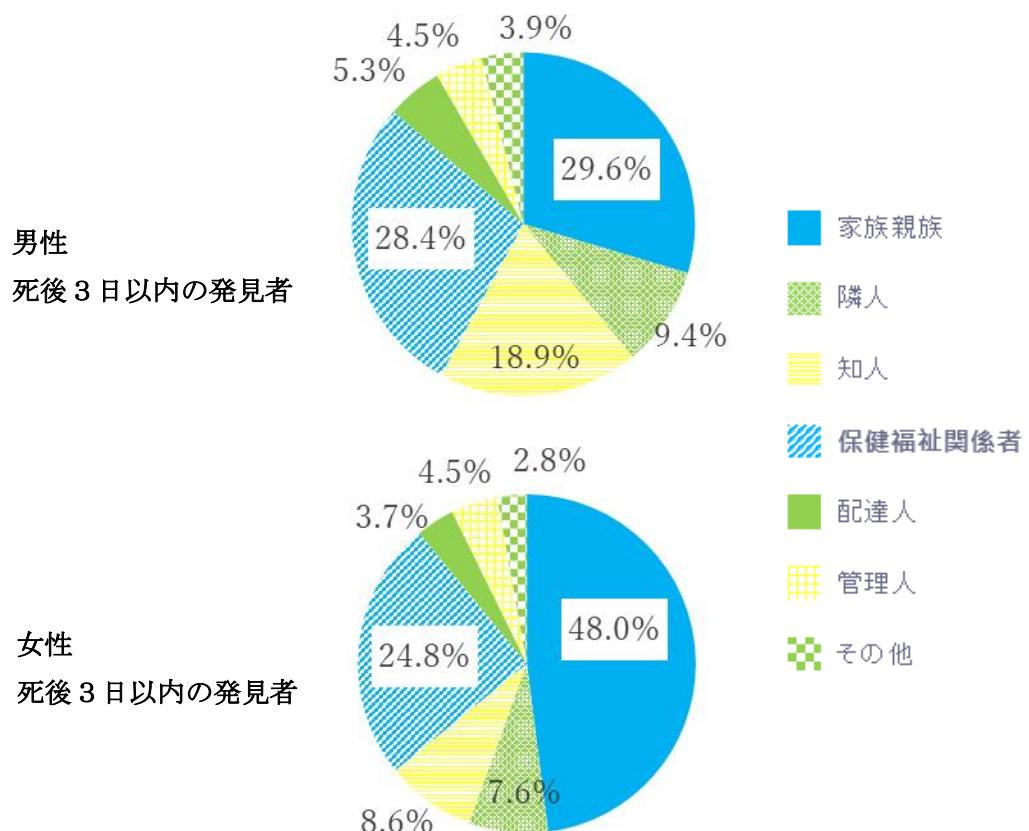
	男性	女性
高齢者孤立死者数	2,304人	1,040人

2.2倍

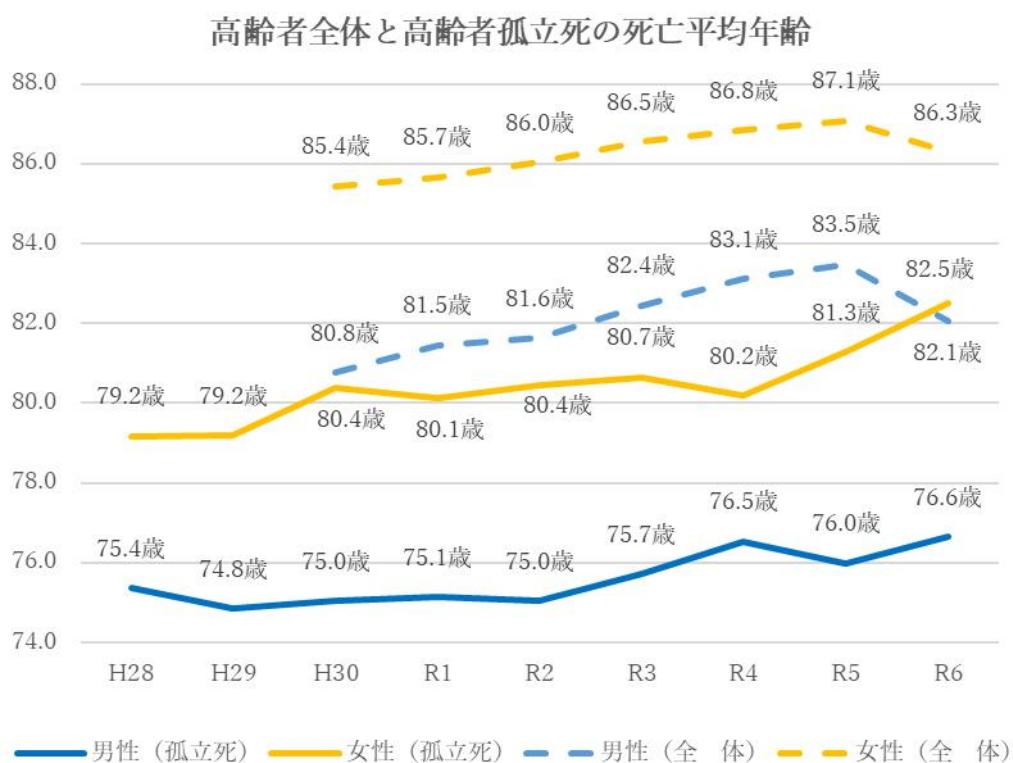
(2) 死後7日以内に発見される割合は、概ね男性が6割、女性が8割である（別添資料P11）。



(3) 「保健福祉関係者」の発見割合は男性が女性より約3ポイント大きいが、「家族親族」の発見割合は女性が男性より約18ポイント大きく、男性の方が「家族親族」から発見されにくい（別添資料P12）。



(4) 死亡時の平均年齢を比較すると、男女いずれも高齢者孤立死の方が約6歳早く亡くなっている（別添資料P13）。



5 今後の方針（別添資料P14～15）

(1) 夏季・冬季に高齢者孤立死が増加するため、原因とみられる熱中症・ヒートショックを予防するための注意喚起を以下のとおり実施する。

時季	注意喚起方法	配付先等
夏季	熱中症啓発用うちわ	エアコン使用を強く訴えるメッセージを記載 高齢者が集まる施設等で広く配布
	温湿度計	地域包括支援センターによる戸別訪問時に配付
冬季	ヒートショック注意喚起啓発タオル	実態調査時やわがまちの孤立ゼロプロジェクトを実施する町会・自治会による戸別配付

また、以下の府内所管課へ情報共有し、利用を促進する。

時季	連携課	事業名
夏季	環境政策課	気候変動適応対策エアコン購入費補助金
	衛生管理課	涼み処マップの作成・熱中症の注意喚起等
冬季	建築防災課	浴室暖房設置工事費助成

	<p>(2) 女性に比べて男性の高齢者孤立死が多く、発見までの日数がかかっているため、男性の孤立対策を進める。男性への効果的な周知のために運送業者・警備会社等男性が多く働く事業者等へ直接出向く。事業者の朝礼等の時間を利用して分析結果を示し、地域活動への参加等今からできる孤立対策について啓発を行う。</p> <p>(3) 本分析結果を庁内各課や地域包括支援センター、町会・自治会、絆のあんしん協力員・協力機関等に報告し、課題を共有していく。</p>
--	--